

# 平成31年度地方税制改正(案) (個人住民税関係)

## 個人住民税における住宅ローン控除の概要

### 経緯

- 個人住民税においては、「地域社会の会費」という基本的性格から、政策的な税額控除は行わないことが原則であり、住宅ローン控除は講じられてこなかった。
- 平成19年の税源移譲に伴い、平成18年度税制改正において、所得税からの税源移譲の範囲内で、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する特例を創設。

### 現行制度

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。
  - ※ 控除限度額:所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)
  - ※ 平成33年(2021年)12月末入居分までの措置(所得税と同様)
- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。
  - ※ 個人住民税の減収見込額:▲1,544億円(平成30年度予算ベース)(全額国費補填)

# 個人住民税における住宅ローン控除に係る対応（案）

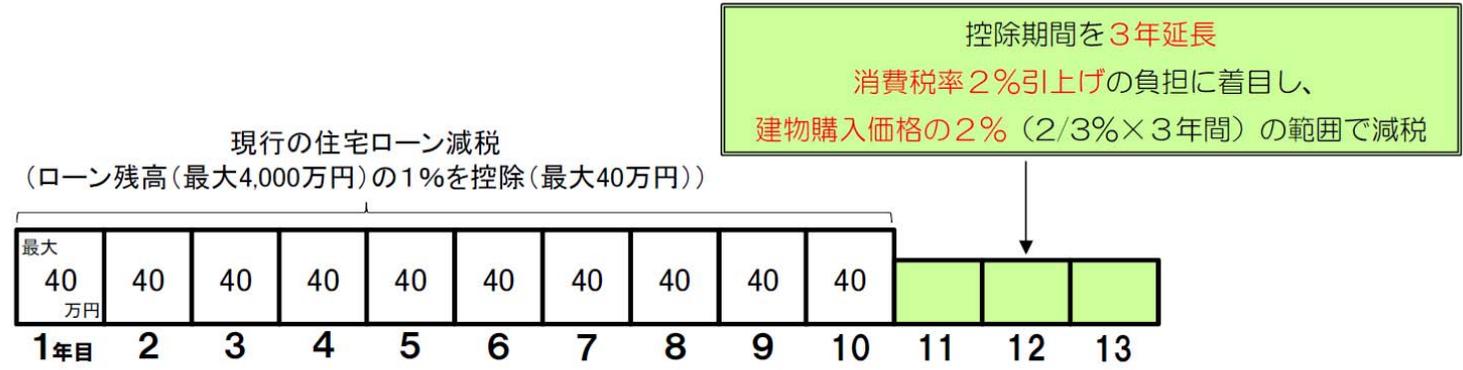
- 今回の対策により延長された控除期間においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（以下参照）の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

## ＜個人住民税における住宅ローン控除＞

居住年	平成26年4月～平成33年12月	今回の対策 平成31年10月～平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）	同左
控除期間	10年	<u>13年</u>

（注）平成26年4月～平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

## ＜住宅ローン控除の拡充のイメージ＞



（注）認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

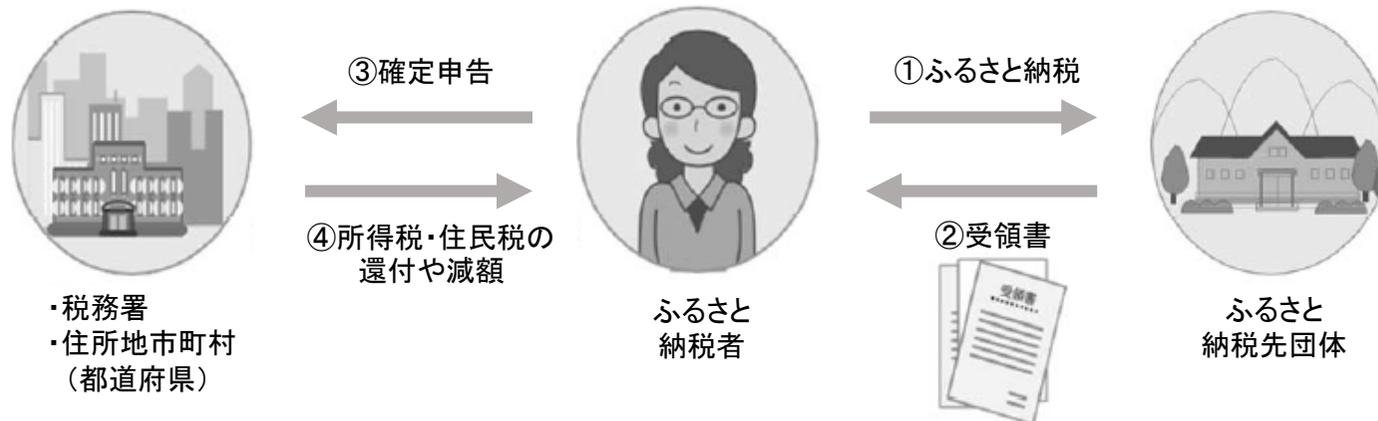
## ふるさと納税制度の理念・概要

### 制度の理念

- ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組み。
- 地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で重要な役割を果たす制度。

### 制度の概要

ふるさと納税は、都道府県または市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税額のうち2,000円(適用下限額)を超える部分について、一定額(通常の寄附金控除分に個人住民税所得割の2割を加えた金額)を上限として、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組み。



## ふるさと納税制度の健全な発展に向けた取組

- 平成29年 4月 総務大臣通知を発出
- ・「寄附額に対し返礼割合の高い返礼品」について、**速やかに返礼割合を3割以下**とするよう要請
  - ・「金銭類似性の高いもの」、「資産性の高いもの」、「価格が高額なもの」を送付しないよう要請
- 平成30年 4月 総務大臣通知を発出
- ・**返礼割合が3割を超えるもの**を返礼品としている団体に対して、責任と良識のある対応を徹底するよう要請
  - ・地域資源の活用が図られるよう、「**地場産品以外の送付**」について良識のある対応を要請
- (通知発出以降継続的に) 各種会議等あらゆる機会を通じて地方団体に見直しを要請。サイト運営事業者にも協力を要請。
- 7月 「返礼割合3割超」及び「地場産品以外」の返礼品を送付し、多額の寄附を集めている12団体を公表
- 9月 9月1日時点の見直し状況の公表に併せて、「**過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討**」することを大臣閣議後記者会見において表明
- 11月 11月1日時点の送付状況の調査、公表

## ふるさと納税に係る返礼品の送付状況調査結果（平成30年11月1日現在）

- 地方団体に対して、11月1日時点における返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の送付状況について照会。
- 都道府県からの回答内容を基にとりまとめた調査結果は以下のとおり。（今後、新たに追加して判明する可能性がある。）

### 「返礼割合実質3割超」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点  
**246団体**  
(13.8%)

見直し完了等 ▲225団体  
新たに判明 + 4団体



11月1日時点  
**25団体**  
(1.4%)

(参考)  
9月1日時点調査における  
11月1日時点の団体見込数  
174団体  
(9.7%)

### 「地場産品以外」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点  
**190団体**  
(10.6%)

見直し完了等 ▲164団体  
新たに判明 + 47団体



11月1日時点  
**73団体**  
(4.1%)

(参考)  
9月1日時点調査における  
11月1日時点の団体見込数  
163団体  
(9.1%)

※上記98団体(延べ数)のうち**7団体**が返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の双方を送付

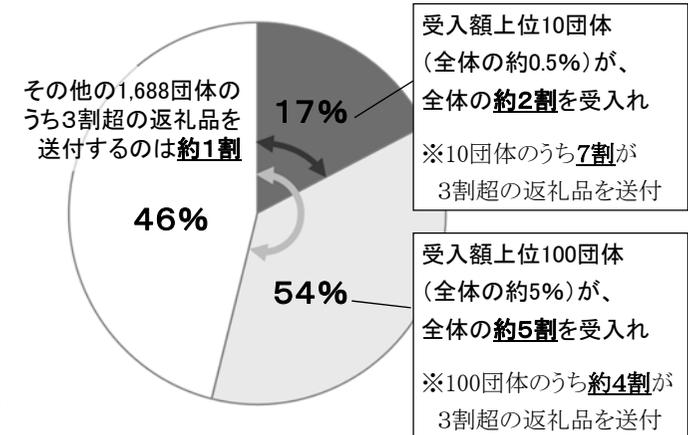
(いずれかの返礼品を送付する団体は**91団体**(5.1%))

※( )内は全団体(1,788団体)に占める割合

## ふるさと納税制度の見直し（案）

- これまで、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきた結果、多くの地方公共団体が真摯に見直し要請に応じる一方で、依然として一部の団体が過度な返礼品を送付し、多額のふるさと納税を集める状況が継続している。
- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

平成29年度ふるさと納税の受入状況



※返礼品の送付状況については、平成30年9月1日時点のもの

### 見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。
  - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
  - ② (①の地方公共団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体
    - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
    - ・ 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

## 子どもの貧困に対応するための 個人住民税の非課税措置(案)

平成33年度分以後の  
個人住民税について適用

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

### <現行の個人住民税の非課税措置の範囲>

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

(前年の合計所得金額が135万円(※)(給与収入204万円)を超える場合を除く) 等

※ 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、平成33年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。

### 対象の追加

児童扶養手当の支給を受けている児童(※1)の父又は母のうち、現に婚姻(※2)をしていない者  
又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者

(前年の合計所得金額が135万円(給与収入204万円)を超える場合を除く)

※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。

※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

# 平成31年度税制改正大綱（抄）

## 【子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置】

平成30年12月14日  
自由民主党  
公明党

### 第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

#### 5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

##### (1) 個人所得課税のあり方

##### ③ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

### 第三 検討事項

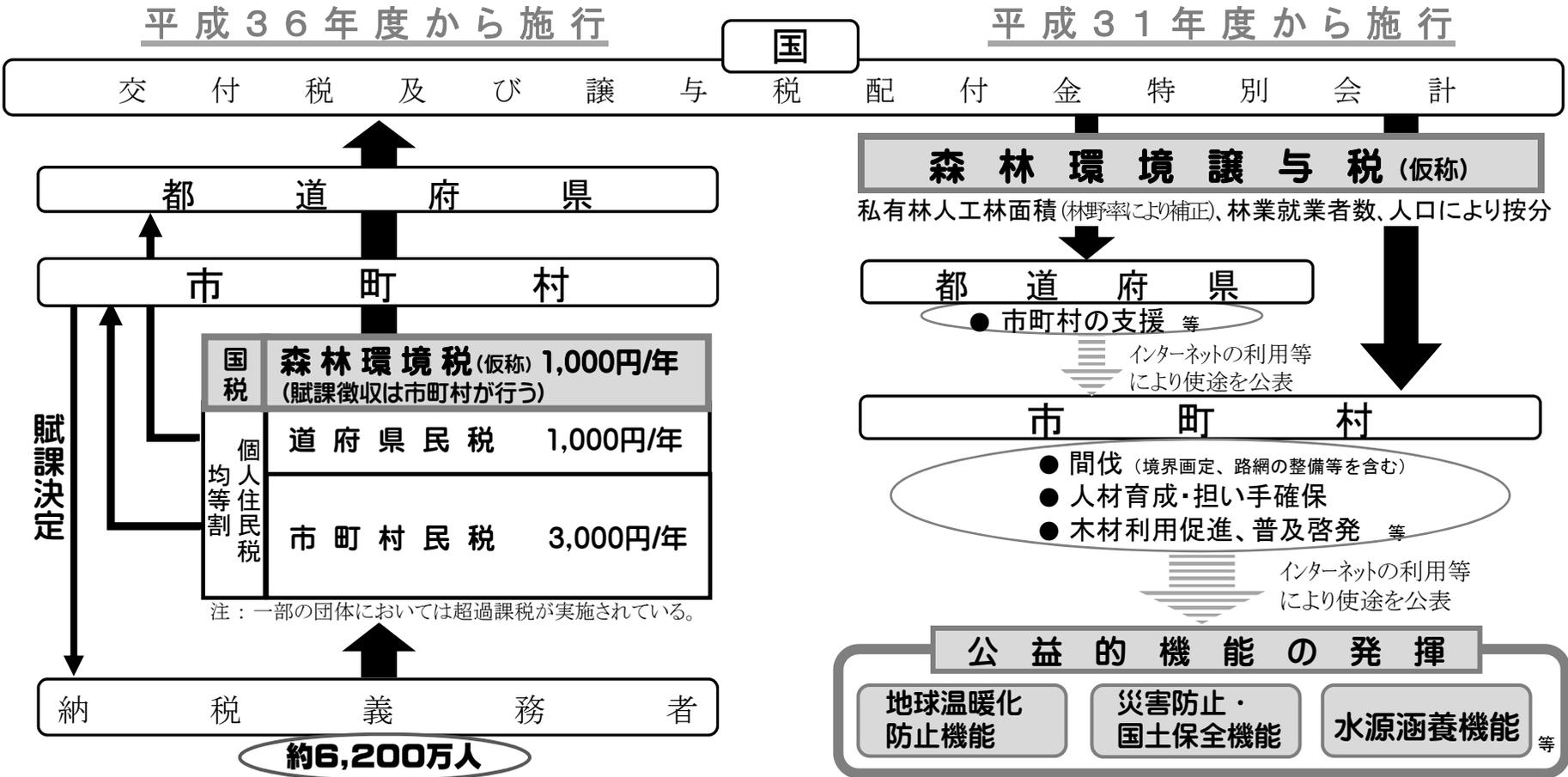
4 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。

# 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年度税制改正大綱の内容のとおり、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

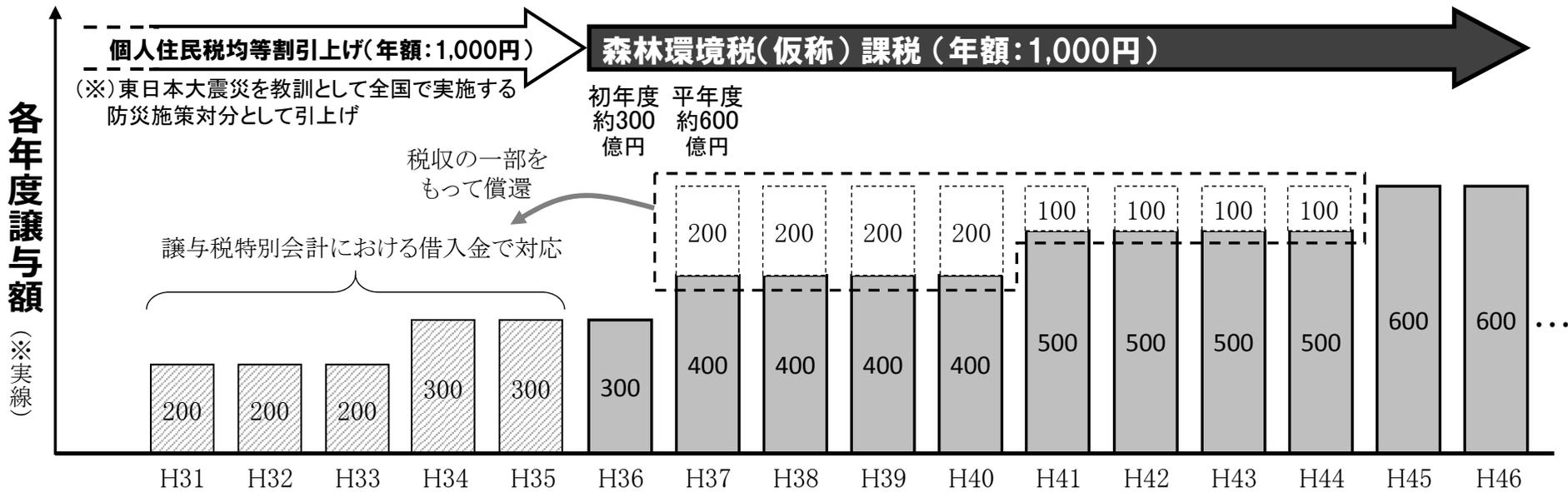
**※森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設するための法律案を平成31年通常国会に提出。**

## 【制度設計イメージ(案)】



# 森林環境譲与税(仮称)の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80 : 20				85 : 15				88 : 12				90 : 10	
(市町村分)	160	→	240	→	340	→	440	→	540	→				
(都道府県分)	40	→	60	→	60	→	60	→	60	→				

### 【譲与基準】

市町村分	—	50% : 私有林人工林面積	>(*以下のとおり林野率による補正)
		20% : 林業就業者数	
30% : 人口			
都道府県分	—	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

## 民法における成年年齢引下げに伴う税制上の対応（案）

- 平成30年6月に、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が公布された。
- 税制上、年齢要件を成年又は未成年としている制度は、対象者の行為能力や管理能力に着目して要件を定めていることから、民法における成年年齢の引下げ後も、引き続き、民法上の成年又は未成年を対象とする。 ※平成34年4月1日施行。

### 【平成30年度税制改正大綱（抄）（平成29年12月14日自由民主党・公明党）

#### 第三 検討事項

12 現在、政府において、民法における成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、他法令における行為能力や管理能力に着目した年齢要件を引き下げる方向で法改正に向けた作業を進めているところである。税制上の年齢要件については、対象者の行為能力や管理能力に着目して設けられているものであることから、民法に合わせて要件を18歳に引き下げることが基本として、法律案の内容を踏まえ実務的な観点等から検討を行い、結論を得る。

### 【地方税における関連制度】

- 犯則事件の調査において、同居の親族等が臨検等に立会う場合には、成年に達していることが必要
- 個人住民税において、未成年者のうち前年の合計所得金額が125万円以下（平成33年度分以後の個人住民税においては135万円）の者は非課税

※ 地方税法においては「成年」又は「未成年」と規定しているため、改正は不要。

# 個人住民税の非課税限度額について

## 非課税限度額制度の概要

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度。
- 非課税限度額の基準は、均等割については生活扶助基準額を、所得割については生活保護基準額を勘案して設定。

### <現行の非課税限度額の基準>

均等割	所得金額 ≤	基本額 35万円	× 世帯人員数	+	加算額 21万円
所得割	所得金額 ≤	35万円	× 世帯人員数	+	32万円

(注1) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注2) 均等割は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注3) 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、非課税限度額の基準額に10万円を加算

(平成33年度分個人住民税から適用)

## 生活保護基準の見直しと非課税限度額

- 生活保護基準について、5年に一度の定期的な検証が行われ、一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図るため、生活扶助基準の見直し(増減額)が行われた。

### <非課税限度額と生活扶助基準の比較>

夫婦子2人の給与所得者の場合(収入金額ベース)

非課税限度額(均等割)	2,557千円	
生活扶助基準額	(平成29年)2,150千円	(平成30年)2,143千円

※ 生活保護法の規定による1級地の場合。

## 平成31年度与党税制改正大綱

平成31年度分の個人住民税に係る非課税限度額(均等割・所得割)については、現行どおりとする。

# 平成31年度税制改正大綱（抄）【個人所得課税】

平成30年12月14日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

### 5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

#### (1) 個人所得課税のあり方

##### ① 今後の個人所得課税改革の基本的方向性

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、近年、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきた。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。また、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告に向けた取組みを進める。

##### ② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

# 平成31年度税制改正大綱（抄）【国外居住親族に係る扶養控除等の適用】

平成30年12月14日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

### 7 円滑・適正な納税のための環境整備

（略）

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。

（略）